

○広川町指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 町が発注する建設工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入及びその他の契約(以下「請負業務等」という。)に関し、業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 町の指名競争入札名簿に登録されたものの他、町発注の請負業務等を行うものをいう。
- (2) 代表役員等 個人経営の場合にあっては本人を、会社その他の法人にあっては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員をいう。
- (3) 一般役員等 代表役員等以外の役員及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。
- (5) 契約担当者 町長又は町発注に係る請負業務等の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (6) 指名停止 町発注に係る請負業務等契約に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名取消通知書(様式第1号)により指名を取り消すものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体の構成員に対する指名停止)

第5条 町長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名を行うときは、当該共同

企業体の業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止)

第6条 町長は、前3条の規定による指名停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の加重)

第7条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りでない。

3 町長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第8条 町長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第7条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は広川町の職員(特別職を含む。以下同じ。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第6号又は第9号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各公共事業発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表その2第6号、第7号又は第8号に該当する業者に悪

質な事由があるとき。(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

- (3) 広川町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(同法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第9号、第10号又は第11号に該当する業者に悪質な事由があるとき。(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(指名停止期間の短縮)

第9条 町長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前条第1号及び第2号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第10条 町長は、指名停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第11条 町長は、指名停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者に対する指名停止を解除するものとする。

(課長等に対する通知)

第12条 町長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行い、第10条の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更、解除)通知書(様式第2号)により関係課長等に通知するものとする。

(指名停止の通知)

第13条 町長は、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第3号)により、第10条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第4号)より、第11条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第5号)により、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

ただし、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略する

ことができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指名停止の通知を行ったときは、町のホームページに掲載し公表するものとする。

(事故等の報告)

第14条 課長等は、その所管する町発注の請負業務等に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第15条 契約担当者は、指名停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請負等の承諾の禁止)

第16条 契約担当者は、町発注の請負業務等に関し元請負人から一括下請負の承諾の申請があった場合において、当該下請負人が指名停止の期間中の業者であるときは、これを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第17条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

(要綱の一部改正)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年7月6日から適用する。

別表その1 事故等に基づく措置基準 (第3条から第10条関係)

措置要件	期間
(過失による粗雑請負業務等)	
1 町発注の請負業務等に当たり、過失により請負業務等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
2 前号に掲げる請負業務等以外のもの(以下「一般業務」とい	

う。)の施工に当たり、過失により業務を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 (契約違反)	
3 第1号に掲げる場合のほか、町発注の請負業務等に当たり、契約に違反し、請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。 (公衆損害事故)	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内
4 町発注の請負業務等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
5 一般業務の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (工事関係者事故)	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
6 町発注の請負業務等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内
7 一般業務に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内

別表その2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 (第3条から第10条関係)

措置要件	期間
(贈賄)	
1 業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が請負業務等に関して町(町の設立に係る公社を含む。以下同じ。)の職員(特別職を含む。第2号及び第3号において同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	公訴の提起が行われたことを知った日から3箇月以上12箇月以内

ロ 一般役員等	2箇月以上9箇月以内
ハ 使用人	1箇月以上6箇月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が業務に関して国、他の地方公共団体その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	2箇月以上6箇月以内
ロ 一般役員等	1箇月以上4箇月以内
ハ 使用人	1箇月以上3箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
4 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
5 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
6 町発注の請負業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18箇月以上24箇月以内
7 広川町内において、他の公共機関の職員が締結した請負業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上18箇月以内
8 広川町外において、他の公共機関の職員が締結した請負業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
9 町発注の請負業務等に関し、業者である個人、業者の役員	当該認定をした日から18箇月

又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	月以上24箇月以内
10 広川町内において、他の公共機関の職員が締結した請負業務等に関し、業者である個人、業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	当該認定をした日から12箇月以上18箇月以内
11 広川町外において、他の公共機関の職員が締結した請負業務等に関し、業者である個人、業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準（第3条から第10条関係）

措置要件	期間
<p>1 重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれのある者として関係行政機関から通報があり、町発注の請負業務等の相手方として不相当であると認めるとき。</p> <p>イ 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)である業者。</p> <p>ロ 暴力的組織を構成し、又は構成するとみなされる者(以下「構成員等」という。)が代表役員等又は一般役員等(代表役員等又は一般役員等として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)になっている業者。</p> <p>ハ 構成員等を雇用し、又は使用している業者</p> <p>ニ 代表役員等又は一般役員等が暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した業者。</p> <p>ホ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約の購入契約等を締結した業者。</p> <p>へ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、町発注契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>

<p>しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した業者、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した業者。</p> <p>ト 代表役員等又は一般役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した業者。又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した業者。</p> <p>チ 代表役員等又は一般役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している業者。</p>	
<p>2 町発注の請負業務等に関して、暴力的組織である等重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれがあるものであることを知りながら、そのものを下請負人として契約を締結した業者。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、町発注契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>3 広川町発注の請負業務等に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず広川町に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかった業者。</p>	<p>当該認定をした日から4箇月</p>

別表その4 契約不履行等に基づく措置基準（第3条から第10条関係）

措置要件	期間
<p>1 業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、町発注の請負業務等の契約履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>2 業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、町発注の請負業務等の指名競争入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。（贈賄の場合を除く）</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>3 業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が次のいずれ</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>れかに該当したとき。</p>	
<p>(1) 町発注の請負業務等の落札者が契約を締結することを妨げたとき。</p>	<p>3箇月以上12箇月以内</p>
<p>(2) 町発注の請負業務等の契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>3箇月以上12箇月以内</p>
<p>4 業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、町発注の請負業務等の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>5 業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、町発注の請負業務等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、町発注の請負業務等の契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>6 業者の代表役員等又は一般役員等が、町発注の請負業務等の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p>

様式第1号（第3条関係）

広会第 号
平成 年 月 日

様

広川町長

指 名 取 消 通 知 書

先に、 工事について、 年 月 日付け広会第
号をもって貴社に指名通知をしたところありますが、今回貴社の指名停止の決定
があり、指名を取り消したので、通知いたします。

様式第2号（第11条関係）

広会第 号
平成 年 月 日

関係課・局 様

広川町長

指名停止決定（変更・解除）通知書

標記の件について、下記のとおり指名停止（変更・解除）を行いましたので通知いたします。

指名停止期間中において、当該業者を指名しないよう、ご留意願います。

記

商号又は名称	本 社			県所在支店等の名称		
代表者氏名	代表者氏名 氏 名			支店長等の氏 名		
会社所在地	本 社 (店)			支 店 (営業所)		
主たる業種 許可番号等	許可番号等	大臣 知事 許可 号 (H 年 月 日)	主たる 業 種	指名資格 名 簿	番号	
関係工事名	町 発 注 工 事					
工事場所	町 内					
指名停止期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで（ 箇月間）					
変更期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで（ 箇月間）					
解除年月日	平成 年 月 日					

様式第3号 (第12条関係)

広会第 号
平成 年 月 日

様

広川町長

指 名 停 止 通 知 書

この度の貴社の行為は、広川町発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後広川町が発注するすべての請負工事に際し、下記のとおり貴社の指名停止をすることにしたので通知します。

なお、貴社が現在施工中の 工事については、これが工期内完全竣工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

記

1. 指名停止の理由 広川町指名停止等措置要綱 第 条
別表その 号該当

2. 指名停止の期間
平成 年 月 日から
(箇月間)
平成 年 月 日まで

様式第4号（第12条関係）

広会第 号
平成 年 月 日

様

広川町長

指名停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け広会第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知いたします。

記

1. 従前の指名停止の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 箇月間）

2. 変更後の指名停止の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 箇月間）

3. 変更の理由

様式第5号（第12条関係）

広会第 号
平成 年 月 日

様

広川町長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け広会第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、当該指名停止を解除したので通知いたします。

様式第6号（第13条関係）

広会第 号
平成 年 月 日

広川町長 殿

担当課長

事 故 等 報 告 書

商号又は名称	本 社			本県在支店 等の名称	
代表者氏名	代表者氏名			支店長等の 氏 名	
主たる業種 許可番号等	許可番号等	大臣 知事 号 (年 月 日)	主たる 業 種	指名資格 名 簿	番号
会社所在地	本 社 (店)			支 店 (営業所)	
関 係 工 事 名					
不 正 行 為 等 発 生 年 月 日					
不 正 行 為 等 発 生 場 所					

(事故等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第11条関係)

様式第3号(第12条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第12条関係)

様式第6号(第13条関係)